

利根町告示第45号

平成28年第2回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年5月27日

利根町長 遠山 務

1. 招集の日 平成28年6月7日

2. 招集の場所 利根町議会議場

平成 2 8 年 第 2 回 利 根 町 議 会 定 例 会 会 期 日 程

日次	月日	曜日	会 議	内 容	開議時間
1	6 . 7	火	本 会 議	開会 提出議案説明	午前10時
2	6 . 8	水	休 会	議案調査	
3	6 . 9	木	本 会 議	一般質問（3人）	午後1時
4	6 . 10	金	本 会 議	一般質問（3人）	午後1時
5	6 . 11	土	休 会	議案調査	
6	6 . 12	日	休 会	議案調査	
7	6 . 13	月	本 会 議	一般質問（2人）	午後1時
8	6 . 14	火	休 会	議案調査	
9	6 . 15	水	本 会 議	質疑・討論・採決 閉会	午前10時

平成28年第2回
利根町議会定例会会議録 第1号

平成28年6月7日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	石井公一郎君	7番	坂本啓次君
2番	新井滄吉君	8番	高橋一男君
3番	石山肖子君	9番	今井利和君
4番	花嶋美清雄君	10番	若泉昌寿君
5番	新井邦弘君	11番	五十嵐辰雄君
6番	船川京子君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	遠山	務君
教 育	長	杉山英彦	君
総 務 課	長	清水一男	君
企 画 財 政 課	長	飯塚良一	君
税 務 課	長	石川篤	君
住 民 課	長	岡野寛之	君
福 祉 課	長	石田通夫	君
子 育 て 支 援 課	長	大野敏明	君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長		秋山幸子	君
環 境 対 策 課	長	大津善男	君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長		武藤武治	君
経 済 課	長	大越直樹	君
都 市 建 設 課	長	鬼澤俊一	君
会 計 課	長	菅田哲夫	君
学 校 教 育 課	長	寺田寛	君
生 涯 学 習 課	長	坂田重雄	君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	六 本 木 通 男
書	記 宮 本 正 裕
書	記 矢 口 敬 子

1. 会議録署名議員

5 番	新 井 邦 弘 君
6 番	船 川 京 子 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成28年6月7日（火曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 報告第1号 平成27年度利根町一般会計継続費の繰越について
- 日程第4 報告第2号 平成27年度利根町一般会計繰越明許費について
- 日程第5 報告第3号 平成27年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費について
- 日程第6 議案第23号 利根町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第7 議案第24号 利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第8 議案第25号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第9 議案第26号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第10 議案第27号 平成27年度利根町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について
- 日程第11 議案第28号 平成28年度利根町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について
- 日程第12 議案第29号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第30号 利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第31号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について

- 日程第15 議案第32号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分について
- 日程第16 議案第33号 平成28年度利根町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第34号 工事請負契約の締結について
- 日程第18 議案第35号 工事請負契約の締結について
- 日程第19 議案第36号 財産の取得について
- 日程第20 議案第37号 財産の取得について
- 日程第21 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 報告第1号
- 日程第4 報告第2号
- 日程第5 報告第3号
- 日程第6 議案第23号
- 日程第7 議案第24号
- 日程第8 議案第25号
- 日程第9 議案第26号
- 日程第10 議案第27号
- 日程第11 議案第28号
- 日程第12 議案第29号
- 日程第13 議案第30号
- 日程第14 議案第31号
- 日程第15 議案第32号
- 日程第16 議案第33号
- 日程第17 議案第34号
- 日程第18 議案第35号
- 日程第19 議案第36号
- 日程第20 議案第37号
- 日程第21 休会の件

午前10時00分開会

○議長（井原正光君） おはようございます。

一言お見舞いを申し上げます。4月14日から続いております熊本地震により、多くの方

が犠牲になりました。いまだに自宅に戻れず、避難生活を送られておられる方々に心からご冥福とお見舞いを申し上げます。

利根町議会は、議員の皆様方の賛意によりまして、些少ではありますが、今週中にお見舞いをお送りいたします。送り先は、熊本県御船町であります。御船町はこちらからも視察に訪れた町であり、また、御船町の議員の皆さん大勢が利根町を視察地と選んで研修をされておる町でございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回利根町議会定例会を開会いたします。

会議に入る前に、平成28年4月1日付で人事異動がありましたので、異動により就任いたしました課長を紹介いたします。

挨拶は自席でお願いいたします。

清水一男総務課長。

○総務課長（清水一男君） おはようございます。4月1日付で総務課長を拝命いたしました清水一男でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（井原正光君） なるべくマイクを口のほうに近づけて挨拶をお願いします。

飯塚良一企画財政課長。

○企画財政課長（飯塚良一君） おはようございます。4月1日付で企画財政課長を拝命いたしました飯塚良一でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（井原正光君） 武藤武治保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（武藤武治君） おはようございます。4月1日付で保険年金課長兼国保診療所事務長を拝命いたしました武藤武治でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（井原正光君） 岡野寛之住民課長。

○住民課長（岡野寛之君） おはようございます。4月1日付で住民課長を拝命いたしました岡野寛之でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（井原正光君） 石田通夫福祉課長。

○福祉課長（石田通夫君） おはようございます。4月1日付で福祉課長を拝命いたしました石田通夫でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（井原正光君） 大野敏明子育て支援課長。

○子育て支援課長（大野敏明君） おはようございます。4月1日付で子育て支援課長を拝命しました大野敏明でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（井原正光君） 寺田 寛学校教育課長。

○学校教育課長（寺田 寛君） おはようございます。4月1日付で学校教育課長を拝命いたしました寺田 寛と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（井原正光君） 大津善男環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） おはようございます。4月1日付で環境対策課長を拝命いたしました大津善男でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（井原正光君） 最後に、六本木通男議会事務局長。

○議会事務局長（六本木通男君） おはようございます。4月1日付で議会事務局長を拝命いたしました。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（井原正光君） 以上で紹介を終わります。

これから本日の会議を開きます。

○議長（井原正光君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

閉会中において、会議規則第127条の規定により、お手元に配付してありますとおり議員を派遣いたしましたので報告いたします。

次に、監査委員より平成28年2月分から平成28年4月分の現金出納検査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付してあります。

以上、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（井原正光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、

5番 新井邦弘 議員

6番 船川京子 議員

を指名いたします。

○議長（井原正光君） 日程第2、会期の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月15日までの通算9日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月15日までの9日間に決定いたしました。

なお、会期の内訳については、お手元に配付の会期日程のとおりです。

○議長（井原正光君） 審議に入るに当たり、町長から行政報告及び本定例会に提出されました議案の総括説明を求めます。

遠山 務町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） 皆さんおはようございます。平成28年第2回利根町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、何かとご多用中のところご出席を賜り、まことにありがとうございます。

提出議案の総括説明に先立ちまして、町政の一端等を申し上げます。

最初に、九州の熊本地震についてですが、4月14日夜と16日未明に熊本県熊本地方を震央とする震度7の内陸地震が発生しました。気象庁によりますと、震度7は昭和24年の震度階級の設定以降では、東日本大震災に続き発生したもので、九州地方では初となる観測であり、4月16日未明に発生した本震は、平成7年に発生した阪神大震災と同規模の大地震とも報じられているところであります。

地震発生から間もなく2カ月が経過しようとしておりますが、いまだに7,000人以上の方が避難生活を余儀なくされるなど、被害の大きさや被災地の痛ましがさまざまなメディアを通じて伝わってまいります。

この場をおかりして、亡くなられた方々には心よりお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた多くの方々には心よりお見舞いを申し上げます。復旧・復興が進み、一日も早く以前のような平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、心からお祈りを申し上げます。

さて、昨今の景気でございますが、内閣府によりますと、雇用や所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあって回復傾向が期待されるとし、引き続き緩やかな回復基調が続いているとの見方がされているところでございます。

また一方では、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の影響、甚大な被害が出た熊本地震の影響などにより、先行きや今後の動向に十分留意すべきとの基調判断が示されているところでもございます。

こうした懸念要因が潜在する社会経済情勢の中、当町も平成28年度がスタートし、約2カ月が経過したところでございますが、ここでこれまでの主な事業の取り組み状況等について申し上げたいと思います。

最初に、福祉関係です。

本年4月1日に施行となりました障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、通称障害者差別解消法の取り組み状況についてでございますが、法の施行開始と同日付で相談窓口を役場福祉課に設置し、あわせて同日付で、差別解消に向けた地域のネットワークとして障害者差別解消支援地域協議会を立ち上げております。また、今後におきましては、役場職員が同法に基づいた対応を行うための具体的な指針となる対応要領を策定する予定であり、現在、福祉課で案の作成に当たっているところでございます。

次に、高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業の進捗状況についてでございますが、65歳以上の非課税者に対しまして5月2日に個別通知をし、5月9日から申

請の受け付けを開始しております。給付金の支給ですが、第1回目につきましては、5月受け付け分を今月中に振り込む予定で作業を進めております。

次に、健康寿命への取り組みでございますが、高齢化が急速に進んでいる中、町民一人一人が健康を保持し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるよう、健康寿命を伸ばすことはとても重要なことであると認識しております。

引き続き、食生活と運動習慣の改善で、高血圧症、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病を予防するための事業を充実させるとともに、高齢者がみずから介護予防に気軽に取り組めるような環境づくりを推進するため、ボランティアとの協働による介護予防事業を継続してまいります。

続きまして、布川小学校児童クラブ関係ですが、ことしの2月下旬に工事が完了し、3月22日より児童クラブの専用教室として利用を開始しております。建物の建築面積ですが、114.33平方メートル、お子様をお預かりする保育ルームの面積は67.20平方メートルで、現在の利用につきましては登録児童数は45名、教室を新築したことで利用希望者が増加しているという状況でございます。

続きまして、北部地区及び西部地区の基盤整備事業の進捗状況について申し上げます。

北部地区は、156ヘクタールを4地区に分けて、平成23年度から事業を進めております。工区ごとに進捗は異なりますが、予算ベースで申しますと、総事業費の60.5%が完了しております。現在作付が可能になっている部分でございますが、1期地区40ヘクタール、2期地区41ヘクタール、3期地区39ヘクタールが作付可能となっており、全体の約7割が作付できる状況となっております。4期地区についても、平成28年5月より粗整地が始まり、平成29年度には作付が可能となる予定となっております。

また、西部地区についてですが、利根西部地区事業計画概要も決まり、地元説明会を開催しております。現在、仮同意95%取得に向けた準備が進められているところでございます。

次に、プレミアム商品券について申し上げます。

プレミアム商品券につきましては、プレミアム率10%、1万円で1万1,000円の買い物ができる商品券を商工会が販売いたします。販売数でございますが、7月に750セット、12月には750セット、合計で1,500セットの販売予定となっております。

このプレミアム商品券は町の取扱店で使用され、地元商店の消費拡大、地域経済の活性化につながるものと期待しているところでございます。

続いて、防災関係ですが、7月27日午後1時より職員による防災訓練を実施する予定です。今回の訓練は、風水害に伴う職員の災害初動訓練ということで、災害対策本部の設置や住民への情報伝達、避難場所の開設、給水所の設置等が主な訓練内容で、災害が発生した場合、迅速な行動ができるよう実施するものでございます。

続きまして、布川小学校と利根中学校の大規模改造事業の進捗状況です。I期工事は一

部の利根中学校特別教室棟を除き、屋根及び外壁改修の工事が終了しております。また、Ⅱ期工事の内装改修工事やトイレ改修工事及び利根中学校特別教室棟の外部工事につきましては、一般競争入札を行い、5月23日に仮契約を締結しまして、本定例議会にこの契約案を上程しているところでございます。

続いて、最後になりますが、利根町総合戦略等の一端について申し上げます。

平成27年度、国の補正予算による地方創生加速化交付金の事業としまして、利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられた定住促進事業を含む三つの事業に対し1,664万8,000円の交付を受け、現在、定住促進に向けた事業に取り組んでいるところであります。

また、町で行っている空き家・空き地バンク制度でございますが、固定資産税の納付書を送付する際に空き家・空き地バンク制度の案内チラシを同封するなど、空き家などの所有者の方々に対し、制度周知に努めているところでございます。

今後におきましても、総合戦略に掲げている各種事業の実施状況を検証しながら、着実に事業を遂行することで人口減少に歯どめがかけられればと考えております。

さらに、シティプロモーション関係ですが、ことしの4月より企画財政課に新たにシティプロモーション係を設置し、5月からですが、特定任期付き職員として1名を採用し、現在2名体制で業務に当たっております。町の情報発信元である町公式ホームページや「広報とね」に加え、新たに町公式フェイスブックやツイッターを開設、動画等を活用し、町の情報をより多くの幅広い年齢層の方々へ発信しているところでございます。

以上、これまでの主な取り組み等について申し上げましたが、引き続き町が抱える課題に一つ一つ取り組みながら、活力ある明るいまちづくりに努めていきたいと考えておりますので、議員の皆様方には、今後ともご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、本日提出いたしました議案の総括説明を行います。

今期定例会におきましては、報告が3件、専決処分が6件、条例の一部改正が2件、補正予算が1件、工事請負契約の締結が2件、その他4件の合計18件のご審議をお願いするものでございます。

報告第1号は、平成27年度利根町一般会計継続費の繰越についてで、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

報告第2号は平成27年度利根町一般会計繰越明許費について、報告第3号は平成27年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費についてで、いずれも地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

議案第23号は利根町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の専決処分について、議案第24号は利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、議案第25号は利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第26号は利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第27号は平成27年度利根町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について、議案第28号は平成28年度利

根町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてで、いずれも地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第29号は、利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例で、茨城県医療福祉対策要綱及び同実施要領が改正され、妊産婦に係る所得制限が緩和されたことに伴い、本条例において引用する字句を改めたいので提案するものであります。

議案第30号は、利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例で、学校教育法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業に係る放課後児童支援員の資格に関する規定を改めたいので提案するものであります。

議案第31号は、稲敷地方広域市町村圏事務組合の規約の変更についてで、平成29年4月1日から稲敷地方広域市町村圏事務組合が運営する養護老人ホームと老人福祉センターの設置及び管理運営が廃止になることに伴い、組合規約を一部変更することについて地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第32号は、稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分についてで、平成29年4月1日から稲敷地方広域市町村圏事務組合が運営する養護老人ホームと老人福祉センターの設置及び管理運営が廃止になることに伴う財産処分、無償譲渡について、議会の議決を求めるものであります。

議案第33号は、平成28年度利根町一般会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ995万8,000円を減額し、総額を55億4,608万9,000円とするものであります。

議案第34号は、工事請負契約の締結についてで、布川小学校大規模改造工事、Ⅱ期工事の請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

議案第35号は、工事請負契約の締結についてで、利根中学校大規模改造工事、Ⅱ期工事の請負契約を締結するため、議案第34号と同様に条例の規定により提案するものであります。

議案第36号は、財産の取得についてで、布川小学校大規模改造工事に伴う給食備品を購入するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

議案第37号は、財産の取得についてで、利根中学校大規模改造工事に伴う給食備品を購入するため、議案第36号と同様に条例の規定により提案するものであります。

以上、提出議案の概要について説明をいたしました。詳細につきましてはそれぞれの担当課長より説明させたいと思いますので、何とぞ適切なるご判断を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（井原正光君） 報告及び議案の総括説明が終わりました。

○議長（井原正光君） 日程第3、報告第1号 平成27年度利根町一般会計継続費の繰越

についてから、日程第5、報告第3号 平成27年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費についてまでの3件について報告を求めます。

まず、報告第1号及び報告第2号について、飯塚企画財政課長。

〔企画財政課長飯塚良一君登壇〕

○企画財政課長（飯塚良一君） それでは、報告第1号 平成27年度利根町一般会計継続費の繰越について、補足してご説明申し上げます。これは、地方自治法施行令145条第1項の規定により報告するものでございます。

款2総務費、項1総務管理費、事業名が平成27年度利根町固定資産台帳整備及び公共施設等総合管理計画策定業務委託でございます。この事業は、平成27年度と平成28年度の2カ年の継続事業でございます。平成27年度の執行残額74万7,600円を平成28年度に逐次繰越するものでございます。

続きまして、報告第2号 平成27年度利根町一般会計繰越明許費について、補足してご説明申し上げます。これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

款2総務費、項1総務管理費、事業名がふれ愛タクシー運行事業、シティプロモーション事業、定住促進事業の3事業につきましては、平成27年度の国の補正予算に伴うもので、地方版総合戦略の取り組みに対して加速化を図るため交付される地方創生加速化交付金の事業として、平成28年度事業、平成27年度に前倒しで実施するため計上したものでございます。この事業は、3月29日付で加速化交付金の交付決定を受けております。

次に、電子自治体推進事業につきましては、国の補正予算に伴い計上したもので、日本年金機構の情報流出事案等を踏まえ、システム運営上の対策や個人番号制度の情報連携に活用されるL G W A N接続系とインターネット接続系の分割など、自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化を図るための事業でございます。

次に、項2徴税費、税務訴訟事務費につきましては、訴訟に対する弁護士費用でございます。平成27年度に提起された訴訟が年度内に解決されなかったことによるものでございます。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、臨時福祉給付金等給付事業につきましては、国の補正予算によるもので、平成28年度中に65歳以上となる方で住民税非課税など一定の基準を満たす方に対し、臨時的に給付金を支給し、個人消費の下支えをすることを目的とした事業でございます。

次に、款5農林水産業費、項1農業費、利根北部地区基盤整備事業につきましては、国、県の補正予算により事業費が増額となったことによるものでございます。

次に、款7土木費、項2道路橋梁費、都市再生整備計画事業費につきましては、町道112号線道路改良事業で、東京電力及びN T Tとの協議で電柱移設先の選定が難航し、事業がおくれたことにより繰り越すものでございます。

次に、項4都市計画費、上曽根運動公園整備事業につきましては、国土交通省利根川下流工事事務所が実施する押付本田地区の盛り土撤去工事が3月末まで延長されたため、測量業務が年度内に履行できなくなったことから繰り越すものでございます。

次に、款9教育費、項2小学校費、小学校建設事業につきましては、国の補正予算により学校施設環境改善交付金の決定があったことから、布川小学校大規模改造工事のⅡ期工事となる内装及びトイレ改修の事業費を計上したものでございます。

次に、項3中学校費、中学校建設事業につきましては、国の補正予算により学校施設環境改善交付金の決定があったことから、利根中学校大規模工事のⅡ期工事となる内装及びトイレ改修等の事業費を計上したものでございます。

以上、11事業が平成27年度内に完了することができなかつたために、全額または必要額を繰り越したものでございます。

なお、金額、繰越額、財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（井原正光君） 次に、報告第3号について、鬼澤都市建設課長。

〔都市建設課長鬼澤俊一君登壇〕

○都市建設課長（鬼澤俊一君） それでは、報告第3号 平成27年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費につきまして、補足してご説明をいたします。これにつきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして報告をするものでございます。

款1下水道費、項1下水道費、事業名が霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金でございまして、169万2,000円を繰り越すものでございます。

これにつきましては、県の浄化センター内の建設工事に伴います町の負担金でございまして、県の事業が年度内に完了することができないことに伴いまして繰り越しをしたものでございます。

なお、繰越額の財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（井原正光君） 以上で、報告第1号から報告第3号までの報告が終わりました。

○議長（井原正光君） 日程第6、議案第23号 利根町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の専決処分についてから日程第11、議案第28号 平成28年度利根町一般会計補正予算(第1号)の専決処分についてまでの6件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。それでは、日程第6、議案第23号から日程第11、議案第28号までの6件を一括議題といたします。

補足説明を求めます。

まず、議案第23号について、清水総務課長。

〔総務課長清水一男君登壇〕

○総務課長（清水一男君） 議案第23号 利根町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の専決処分につきまして、補足してご説明申し上げます。

この条例につきましては、参考資料1の改正理由のとおり、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、経過措置等について追加規定する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであり、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、改正内容につきましては、参考資料2の新旧対照表によりご説明いたします。

初めに、1ページをごらんください。

第1条の利根町固定資産評価審査委員会条例の一部改正につきましては、第12条第1項の改正でありまして、議事の調書の作成について引用している条項のずれを修正するものでございます。

次に、裏面の2ページをお願いいたします。

第2条の行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正につきましては、平成28年第1回議会定例会で議決いただき利根町条例第3号により公布した行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の第5条に規定しております利根町固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う附則に、第2項として経過措置規定を追加するものでございます。

この経過措置は、固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申し出に係る経過措置を規定するものでございます。

規定内容としましては、附則第2項に規定してありますように、改正後の利根町固定資産評価審査委員会条例の第4条第2項、第3項、第6項に規定してあります審査の申し出に関する事項、また、第6条第2項、第3項、第5項に規定してあります書面審理に関する事項、また第10条及び第11条に規定してあります手数料の額及び減免に関する事項、また第13条第1項に規定してあります決定書に関する事項につきまして、平成28年4月1日以後に地方税法第411条第2項の規定による固定資産課税台帳の公示、又は同法419条第3項の規定による固定資産の価格等を修正した場合の公示、又は同法第417条第1項の後段の規定による公示後の価格の修正等があった場合の納税者への通知がされる場合に適用しまして、平成28年4月1日前に公示等がされた場合については、なお従前の例によることを定めたものでございます。

最後に、附則としてこの条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第24号及び議案第25号について、石川税務課長。

〔税務課長石川 篤君登壇〕

○税務課長（石川 篤君） 議案第24号 利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について及び議案第25号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、補足してご説明申し上げます。これは、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり3月31日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

今回の改正は、第190回通常国会において法案提出されました地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、町条例においても改正の必要があることから専決処分したものでございます。

それでは、改正内容について、議案第24号参考資料、利根町税条例新旧対照表でご説明申し上げます。

1 ページをごらんください。

第1条、利根町税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

下線の部分が改正箇所でございます。災害等による期間の延長の第18条の2は、「不服申立て」を「審査請求」に文言の整備を行うもので、平成28年4月1日から施行でございます。

納税証明事項の第18条の3は、現行の「軽自動車税」を「種別割」に名称変更する規定の整備で、平成29年4月1日から施行でございます。これは、平成26年度与党税制改正大綱を踏まえ、平成29年4月1日の消費税率10%への引き上げ時に自動車取得税を廃止し、自動車税及び軽自動車税に、環境性能割が導入されることに伴い、現行の「自動車税」を「自動車税種別割」に、「軽自動車税」は「軽自動車税種別割」にそれぞれ見直しすることに伴い、改正するものでございます。

2 ページをお願いいたします。

納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金の第19条、3ページの普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収の43条、6ページの法人の町民税の申告納付の第48条、8ページの法人の町民税に係る不足税額の納付の手続の第50条、これは平成26年12月12日最高裁判所の判決を踏まえ、個人住民税、法人住民税及び事業税に係る延滞金の計算期間などについて、国税における延滞税の計算期間などの見直しが行われ改正されたことに伴い、地方税においても、国税の改正に準じて増額更正などにより、納付すべき税額についてその申告により納付すべき税額の納付日から増額更正などまでの間は延滞税を課さないとする法律改正に合わせて改正するもので、所要の規定の整備を講ずるもので、平成29年1月1日から施行でございます。

戻っていただきまして、3 ページをお願いいたします。

法人税割の税率の第34条の4は、法律改正に合わせて改正するもので、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられることに伴い、法人税率の税率を「100分の12.1」を「100分の8.4」に改正するもので、平成29年1月1日から施行でございます。これは、消費税率

10%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し財政力格差の縮小を図るため、法人住民税の税率引き下げ分相当について、地方法人税、国税の税率を引き上げ地方交付税の原資とするものです。

10ページをお願いいたします。

第56条は、固定資産税の非課税の範囲及び適用を受けるための規定についての文言でございます。及び11ページの固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告の第59条は、法律改正に合わせて文言の整備を行うもので、平成28年4月1日からの施行でございます。

12ページの軽自動車税の納税義務者等の第80条から、飛びまして20ページの原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等の第91条までの条例改正は、先ほど第18条の3で申し上げましたが、平成29年4月1日の消費税率10%への引き上げ時に、自動車取得税は平成29年3月31日に廃止され、自動車税及び軽自動車税にそれぞれ新税となる環境性能割が平成29年4月1日から導入されることに伴い、法律改正及び法規定の新設などの規定の整備を行うものです。

また、23ページの軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の附則第15条の2から次のページの軽自動車税の環境性能割の税率の特例の附則第15条の6までは、軽自動車税の環境性能割の特例について法規定の新設に合わせて新設するものでございます。いずれも、平成29年4月1日からの施行でございます。

これらは新税の環境性能割の内容について規定するもので、燃費性能のよい車は税負担が軽くなり、燃費性能の悪い車は税負担が重くなるという性質を持つ税金です。現行の自動車取得税は普通乗用車が最高税率3%、軽自動車最高税率2%で、エコカー減税により燃費性能のよい車ほど優遇されているので、全体的には似たような制度でございます。

また、環境性能割の軽自動車は当分の間最高税率2%と、自動車取得税時と変わりはありません。課税標準は自動車の取得価格とし、免税点は50万円です。課税対象車は登録車、軽自動車の規格を超える大きさの自動車と軽自動車の2種類でございます。

また、中古車も課税の対象であることは自動車取得税時と変わりはありません。課税の時期は自動車を取得したときで、これも自動車取得税と変わりはありません。

課税は、登録車については、自動車税環境性能割として茨城県が課税します。軽自動車については、軽自動車税環境性能割として利根町が課税する税となります。ただし、軽自動車税環境性能割は当分の間茨城県が賦課徴収を行うこととなりますので、賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、徴収金として払い込まれた額に政令で定める率100分の5を乗じて得た額を徴収取扱費として茨城県に交付いたします。

自動車税環境性能割は茨城県税、軽自動車税環境性能割は利根町の町税にはなりますが、県が賦課徴収することに変更はありませんので、税金を納付していただく住民の方は今までと何ら変わりはありません。

続きまして、24ページをお願いいたします。

現行の軽自動車税の税率の特例の附則第16条は、法律改正に合わせて改正するもので、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の1年延長及び環境性能割の導入に伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称を変更するなどの規定の整備を行うもので、平成29年4月1日からの施行でございます。

戻っていただきまして、21ページをお願いいたします。

附則、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の第6条は、自主服薬推進で、薬局で購入した医療用から転用された医薬品のためのスイッチO T C（オーバーザカウンター薬）控除で、医療費控除の特例の創設に伴い、適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防の取り組みとして一定の取り組みを行う方、つまり医師が関与する健康診断などを年度内に受けている方が平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、いわゆるスイッチO T C（オーバーザカウンター薬）の購入費が年間1万2,000円を超えて支払った場合には、その購入費用は年間10万円を限度として1万2,000円を超える額を所得控除するもので、最高控除額が8万8,000円とするものです。この特例の適用は、今までの医療費控除と併用して受けることはできませんので、どちらかを選択していただくようになります。

施行期日につきましては、所得税においては平成29年1月1日とし、平成29年度分所得から適用されることを踏まえ、個人住民税においては施行期日を平成30年1月1日とし、平成30年度以降の年度分の個人住民税から適用することとしております。

続きまして、22ページをお願いいたします。

附則第10条の2は、地域決定型地方税制特例措置であります。通称わがまち特例でございます。附則第10条の2第4項は、法律改正に合わせて改正するものでございます。

現行条例附則第10条の2第6項から第8項までは削ります。現行条例の附則第10条の2第6項は、都市再生緊急整備地帯にある公共施設及び一定の都市利便施設の用に供する家屋及び償却資産の固定資産税又は都市計画税の課税標準が対象となります。税条例の準則に基づき制定しましたが、平成27年度、昨年、総務省固定資産税課から条例制定状況の調査結果及び近隣の制定状況、また、本町は今のところ都市再生特別措置法に基づき選定された都市再生緊急整備地帯でないため、該当地域でないことを踏まえ削るものです。

現行条例の附則第10条の2第7項及び第8項は、津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波災害警戒区域について、管理協定が締結された津波避難施設などの固定資産税の課税標準が対象で、第7項が家屋、第8項が償却資産が対象となります。税条例の準則に基づき制定しましたが、平成27年度に総務省固定資産税課からの条例制定状況の調査結果及び近隣の制定状況、また、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、都道府県が指定した津波災害警戒区域でなければならないのですが、今のところ茨城県において津波災害警戒区域の指定を行っていない状況で、該当地域でないことを踏まえ削るものでござい

ます。

次に、同条第5項の次に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入した上、適用期限を2年間延長し、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得されるものに対して課する固定資産税の課税標準の軽減の特例措置で、次の5項を加えるものです。

附則第10条の2第6項は、太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で、総務省令において定めるもので、国の参酌基準である3分の2を規定しました。太陽光発電については、今回の改正で、自家消費に伴う発電設備に限定されております。課税標準額が3年間3分の1軽減されるものです。

附則第10条の2第7項は、風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で、国の参酌基準である3分の2を規定しました。課税標準額が3年間3分の1軽減されるものです。

附則第10条の2第8項は、水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で、国の参酌基準である2分の1を規定しました。課税標準額が3年間2分の1軽減されるものです。

附則第10条の2第9項は、地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で、国の参酌基準である2分の1を規定しました。課税標準額が3年間2分の1軽減されるものです。

附則第10条の2第10項は、バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で、総務省令において定めるもので、国の参酌基準である2分の1を規定しました。課税標準額が3年間2分の1軽減されるものです。

現行の附則第10条の2第9項から第12項は、条例の項ずれにより、改正後、附則第10条の2第11項から第14項に改正するものです。いずれも、平成28年4月1日からの施行でございます。

次に、新築住宅等に対する固定資産税の税額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の附則第10条の3第8項は、省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の軽減措置について、適用期限を2年間延長し、平成28年3月31日から平成30年3月31日とし、床面積要件を、改修後の住宅の床面積50平米以上を追加し、工事費要件について「50万円を超える」から「50万円を超えて国又は地方公共団体からの補助金などをもって充てる部分を除く」とするもので、平成28年4月1日からの施行でございます。

27ページをお願いいたします。

第2条利根町税条例等の一部を改正する条例(平成26年利根町条例第13号)の一部改正、附則第4条は、法律改正により、平成26年改正の地方税法附則第15条の改正に合わせて、現行の軽自動車税を種別割に名称変更するなどの規定の整備を行うものです。平成29年4

月 1 日からの施行でございます。

29ページをお願いいたします。

第 3 条、利根町税条例等の一部を改正する条例（平成27年利根町条例第12号）の一部改正、附則（町たばこ税に関する経過措置）の第 5 条は、旧 3 級品の紙巻きたばこで、「わかば」、「エコー」、「しんせい」などの経過措置で、経過措置後の平成31年 4 月 1 日からは、市町村たばこ税の税率1,000本につき5,262円と規定するものですが、利根町税条例第19条の改正に伴う所要の規定の整備などを行うものでございます。内容については変わりございません。平成28年 4 月 1 日施行でございます。

なお、政府の消費税増税延期表明に伴いまして、消費税率10%引き上げ時に行うとされる地方税法改正の自動車取得税の廃止による新税の環境性能割の導入、軽自動車税種別割の見直し及び法人住民税の税率の引き下げなどを改正する法案について、今後、増税延期を明記した税制改正関連法案が国会に提出されることが予想されますので、その場合町条例においても改正を行うことになることを申し添えさせていただきます。

続きまして、議案第25号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、補足してご説明申し上げます。

改正内容につきまして、議案第25号参考資料、利根町都市計画税条例新旧対照表でご説明申し上げます。

1 ページの納税義務者についての第 2 条第 2 項は、法律改正に合わせて改正するものです。

附則第 2 項は、先ほど利根町税条例の現行条例の附則第10条の 2 第 6 項で説明したものと同一内容で、都市再生緊急整備地帯にある公共施設及び一定の都市利便施設の用に供する家屋及び償却資産の固定資産税又は都市計画税の課税標準が対象となります。都市計画税条例の準則に基づき制定しましたが、平成27年度に総務省固定資産税課からの条例制定状況の調査結果及び近隣の制定状況、また、本町は今のところ都市再生特別措置法に基づき選定された都市再生緊急整備地域でないため、該当地域でないことを踏まえ削るものでございます。

現行条例附則第 3 項から13項につきましては、現行条例附則第 2 項を削ることにより、条例の項ずれに伴い、項の繰り上げ及び法律改正に合わせて改正を行っております。施行日は、いずれも平成28年 4 月 1 日施行でございます。

説明は以上でございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第26号について武藤保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長武藤武治君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（武藤武治君） 議案第26号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、改正理由にもありますとおり、地方税法施行令等の一部を

改正する等の政令（平成28年政令第133号）が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ、並びに低所得者に対する均等割及び平等割の軽減措置を改める必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

それでは、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりましてご説明申し上げます。

第2条は、課税額の規定で、国民健康保険税の課税限度額の改正であります。第2項の医療給付費分に係る基礎課税額の限度額が現行の「52万円」から「54万円」に、第3項の後期高齢者支援金分に係る後期高齢者支援金等課税額の限度額を現行の「17万円」から「19万円」にそれぞれ引き上げるものでございます。

次に、第21条は、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更で、低所得者に対する均等割及び平等割の軽減措置の改正であります。

次のページをお願いします。

前段の部分は、課税限度額の改正に伴うものであります。

第2号は、5割軽減の対象となる世帯で、現行は所得基準の判定の際に被保険者の数及び特定同一世帯所属者の合計に「26万円」を乗じて算出していたものが、「26万5,000円」に引き上げるものでございます。

第3号は、2割軽減の対象となる世帯で、現行は所得基準の判定の際に被保険者の数及び特定同一世帯所属者の合計に「47万円」を乗じて算出していたものが、「48万円」に引き上げるものでございます。

附則としまして、第1条は施行期日でございます。この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

第2条は適用区分でございます。改正後の利根町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（井原正光君） 暫時休憩いたします。

再開を11時15分とします。

午前11時05分休憩

午前11時15分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第27号及び議案第28号について、飯塚企画財政課長。

〔企画財政課長飯塚良一君登壇〕

○企画財政課長（飯塚良一君） 議案第27号 平成27年度利根町一般会計補正予算（第6

号)の専決処分につきまして、補足してご説明申し上げます。

この予算でございますが、歳入におきましては年度末または3月31日に各種交付金、補助金等が確定したこと、歳出におきましては事業費が年度末に至って確定したことや歳入の決定による事業費の増額など、補正予算措置を年度内に行う必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により平成28年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告するとともに、承認を求めるため提案するものでございます。

5ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費の補正でございます。款2総務費、項2徴税費、税務訴訟事務費につきましては、訴訟に対する弁護士費用でございます。平成27年度に提起された訴訟が年度内に解決されなかったことにより計上するものでございます。

次に、第3表地方債補正でございます。1、変更の表でございますが、起債の目的の欄、上から順にご説明いたします。

布川小学校児童クラブ新築事業債につきましては、限度額1,170万円を1,040万円に減額するものでございます。これは、布川小学校児童クラブ教室新築工事業費の確定によるものでございます。

次に、利根北部地区基盤整備事業債につきましては、限度額7,590万円を7,580万円に減額するものでございます。これは、利根北部地区基盤整備事業負担金の確定によるものでございます。

次に、社会資本整備総合交付金事業債につきましては、限度額9,480万円を事業費確定により9,080万円に減額するものでございます。

次の防災対策推進学校施設環境改善交付金事業債につきましては、限度額1億610万円を1億590万円に減額するものでございます。これは、利根中学校屋内運動場及び武道場天井落下防止工事業費確定によるものでございます。

次に、2、廃止の表でございますが、災害援護資金貸付債につきまして、備考欄に記載のとおり、災害援護資金借り入れの申し込みがなかったため廃止するものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

款2地方譲与税から、次のページになりますが、款7自動車取得税交付金までは、平成27年度の交付額の決定によるものでございます。

8ページに戻っていただきまして、順にご説明いたします。

款2地方譲与税、項1自動車重量譲与税は、684万7,000円を増額するものでございます。前年度と比較して240万7,000円を増額でございます。

項2地方揮発油譲与税は、141万9,000円を増額で、前年度と比較して158万6,000円を増額でございます。

款3 利子割交付金は、17万4,000円の減額で、前年度交付金総額と比較して54万2,000円の減額でございます。

款4 配当割交付金は、344万9,000円の減額で、前年度交付金総額と比較して274万5,000円の減額でございます。

款5 株式等譲渡所得割交付金は、418万1,000円の増額で、前年度交付金総額と比較して236万5,000円の増額でございます。

款6 地方消費税交付金は、2,928万7,000円の増額で、前年度交付金総額と比較して1億424万3,000円の増額でございます。

9ページをお願いいたします。

款7 自動車取得税交付金は、655万2,000円の増額で、前年度交付金総額と比較して675万6,000円の増額でございます。

次に、款9 地方交付税は、5,659万8,000円の増額でございます。これは特別交付税でございます。特別交付税の当初予算額3,000万円に対し差額を計上したものでございます。

内訳でございますが、通常分の特別交付税が5,542万4,000円で、震災復興特別交付税が117万4,000円でございます。この震災復興特別交付税は、主に風評被害対策と地方消費税等の規定に基づく減収分として交付されたものでございます。

補正後の地方交付税の総額は、18億8,720万8,000円で、前年度と比較しますと1億8,453万9,000円の減額でございます。

款13 国庫支出金、目1 総務費国庫補助金、これにつきましては509万9,000円の減額でございます。また、節2 個人番号カード交付事業費補助金が406万2,000円の減額、節5 個人番号カード交付事務費補助金が103万7,000円の減額で、それぞれ補助金の確定によるものでございます。

款15 財産収入、目2 利子及び配当金は18万6,000円の増額で、利子の確定によるものでございます。

款16 寄附金、目2 総務費寄附金は2万円の増額で、2件の寄附がありましたことから計上したものでございます。

款17 繰入金、目1 財政調整基金繰入金は1億186万2,000円の減額で、特別交付税や各種交付金の決定、また基金を充てていました事業費が確定したことにより繰り戻すものでございます。

10ページをお願いいたします。

目6 茨城県利根浄化センター周辺地域生活環境整備基金繰入金は、92万5,000円の減額で、基金を充てて実施いたしました事業費が確定したことから基金に繰り戻すものでございます。

款20 町債は、第3表地方債の補正でご説明いたしましたとおりの内容でございます。合計で980万円の減額となっております。

11ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款2総務費、目1戸籍住民登録費は、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金406万2,000円の減額で、これは個人番号カードの発行枚数の確定によるもので、歳入でご説明いたしました国庫補助金の減額に伴い、歳出における国庫支出金の減額及び財源の組み替えを行ったものでございます。

款3民生費、項2児童福祉費、目4放課後児童健全育成事業費は141万8,000円の減額で、布川小学校児童クラブ教室新築工事の事業費確定によるものでございます。

項3災害救助費、目1災害救助費は420万円の減額で、災害援護資金貸し付けの申し込みがなかったことによるものでございます。

款5農林水産業費、目5農地費は、利根北部地区基盤整備事業の事業費確定により地方債の額が確定したため、財源内訳を変更するものでございます。

12ページをお願いいたします。

款7土木費、目2道路維持費は92万5,000円を減額するもので、浄化センター周辺環境施設整備工事の事業費の確定によるものでございます。

目3都市再生整備計画費は、町道の修繕改良工事の事業費確定により地方債の額が決定したため、財源内訳を変更するものでございます。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費は、文小学校屋内運動場天井落下防止工事の補助金の額及びこれに伴う地方債の額が決定したことにより、財源内訳を変更するものでございます。

項3中学校費、目1学校管理費は582万2,000円の減額で、利根中学校屋内運動場及び武道場天井落下防止工事の事業費確定によるものでございます。

13ページをお願いいたします。

款11諸支出金、目2新利根川治水対策整備基金費は1,000円の増額で、基金の利子が決定したことにより基金に積み立てるものでございます。

目4がんばる利根町応援基金費は、2件の寄附がありましたので、基金に積み立てるものでございます。

目5財政調整基金費は、18万7,000円の増額で、定期預金で運用している基金の利子が決定したことにより、基金に積み立てるものでございます。

続きまして、議案第28号 平成28年度利根町一般会計補正予算（第1号）の専決処分につきまして、補足してご説明いたします。

この予算につきましては、平成28年4月26日付で地方自治法179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会にご報告するとともに、ご承認を求めるため提案するものでございます。

5ページをお願いいたします。

歳入についてご説明申し上げます。

款17繰入金、目1 財政調整基金繰入金で56万2,000円を増額しております。これは、今回の補正予算の財源に充てるため繰り入れをするものでございます。

その歳出でございますが、款9 教育費、目3 生涯学習センター費で56万2,000円を増額しております。これは、生涯学習センターの給水管が漏水したことから、緊急の対応が必要なため工事費を計上したものでございます。漏水した給水管でございますが、1階トイレ及び冷房設備へ接続する給水管であったことから、トイレ等の使用禁止期間が長くなりますと施設利用者にとって大きな支障を来すため、緊急の対応が必要と判断したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第23号から議案第28号までの6件については、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月15日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（井原正光君） 日程第12、議案第29号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例及び日程第13、議案第30号 利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の2件を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。それでは、日程第12、議案第29号及び日程第13、議案第30号の2件を一括議題といたします。

補足説明を求めます。

まず、議案第29号について、武藤保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長武藤武治君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（武藤武治君） 議案第29号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、2点ありまして、まず1点目は、茨城県が少子化対策充実のため妊産婦の医療費助成、いわゆる県マル福の制度改正でございまして、妊産婦に係る所得制限が本年10月から緩和されることに伴うものでございます。

2点目は、本条例の引用法令の名称変更に伴うもので、「母子及び寡婦福祉法」の名称が、平成26年10月1日に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に変更されたことによるものでございます。

それでは、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりましてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第2条は、定義の規定で、第3号アと、2ページになりますが、同号イの「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、同条第4号アの「別表第2」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項」に改めるものであります。これは、母子及び寡婦福祉法改正の際、父子家庭の定義条文の未対応に伴うものでございます。

第5条は、医療福祉費の支給制限の規定で、3ページになりますが、第1項第1号中、「児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第223号）による改正前の児童手当法施行令（以下「旧政令」という。）第11条の規定により読みかえられる旧政令第1条に定める額に、同条に規定する児童1人につき加算する額を加算した額」を、「児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条に定める額」に改めるものであります。これは、茨城県の制度の改正内容が、妊産婦の所得の制限について、今までは平成7年の児童手当特例給付の制限額を用いていましたが、本年10月からは平成24年の現行児童手当の制限額へ改めることで所得制限額を引き上げるものでございます。

次に、4ページをお願いします。

別表第2を削り、3ページの「別表第1」を「別表」に改めるものであります。

附則としまして、第1項は施行期日でございまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。その理由としまして、法律名の改正が未対応だったため、議決された日からとするものでございます。

ただし、第5条第1項第1号の改正規定につきましては、茨城県制度が施行される平成28年10月1日からとするものでございます。

第2項は、経過措置で、この条例の施行期日前の診療に係る医療福祉費支給についてはなお従前の例によるものでございます。

説明は以上でございます。

次に、議案第30号について、大野子育て支援課長。

〔子育て支援課長大野敏明君登壇〕

○子育て支援課長（大野敏明君） 議案第30号 利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由にもありますとおり、学校教育法が改正され、今までの小中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校を新たな学校の種類として規定したことに伴い、利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

条例第10条3項におきまして、放課後児童クラブにおける職員である放課後児童支援員につきまして定めておりますが、第4号において、学校教育法の規定による学校教諭の資格を有する者に「義務教育学校」を加えるものでございます。

また、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

議案第30号の説明は以上でございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第29号及び議案第30号の2件については、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月15日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（井原正光君） 日程第14、議案第31号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について及び日程第15、議案第32号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分についての2件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第14、議案第31号及び日程第15、議案第32号の2件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

飯塚企画財政課長。

〔企画財政課長飯塚良一君登壇〕

○企画財政課長（飯塚良一君） 議案第31号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更につきまして、補足してご説明申し上げます。

これは、平成29年4月1日から稲敷地方広域市町村圏事務組合が運営する養護老人ホーム及び老人福祉センターの設置及び管理運営の廃止に当たりまして、組合規約を一部改正する必要があることから、地方自治法第286条第1項の規定により別紙のとおり組合規約を変更することにつきまして、同法第290条の規定により議会の議決を求めるため提案するものでございます。

議案第31号参考資料の稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約新旧対照表をごらんください。

第3条になりますが、ここでは、組合の共同処理する事務を規定しております。改正は、第3号の養護老人ホームの設置及び管理運営に関すること及び第4号の老人福祉センターの設置及び管理運営に関することを削りまして、第5号及び第6号をそれぞれ第3号及び第4号に繰り上げるものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成29年4月1日から施行することとしております。

続きまして、議案第32号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分についてにつきまして、補足してご説明申し上げます。

これは、平成29年4月1日から稲敷地方広域市町村圏事務組合が運営する養護老人ホーム及び老人福祉センターの設置及び管理運営が廃止になることに伴う財産処分であることから、地方自治法第289条の規定により別紙のとおり関係市町村と協議し、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第32号参考資料をごらんください。

これは稲敷広域のほうから提出のありました提案理由書でございますが、これを要約いたしますと、財産処分の対象となる養護老人ホーム松風園は、昭和54年4月に開所され、現在37年目を迎えております。入所者は、定員50名のところ37名となっております。

運営面でございますが、定員割れの状態が続き、措置費での運営ができず、市町村からの負担金と基金の取り崩しにより運営している状況でございます。また、養護事業の多様化するニーズへの対応やサービスの質の向上が求められているほか、近い将来、施設の大規模改造または建てかえが必要になることもあり、このまま運営を続けた場合新たな市町村負担が発生することになるといった状況でございます。これらを踏まえまして、現状の直営方式での運営には限界があることから、民間移管することについて協議するといった内容でございます。

議案に添付されております別紙財産処分に関する協議書をごらんください。

1、財産の処分といたしまして、建物、附帯設備及び備品一式を無償譲渡としております。

2番目の譲渡する建物につきましては、記載のとおりでございますが、参考資料として添付いたしました仮契約書の4ページ以降に建物及び物品の明細が記載されております。

3番目、譲渡の相手方でございますが、社会福祉法人広文会でございます。広文会の秋本理事長でございますが、参考資料にもありますように、江戸崎病院の院長として30年の長きにわたり松風園の嘱託医を務められるとともに、特別養護老人ホーム「じょうもの郷」を運営している方でございます。

4番目の譲渡の理由でございますが、民営化後における安定的な老人福祉事業の運営に資するため、当該施設を無償で譲渡するものとしております。

5番目、譲渡の時期でございますが、平成29年4月1日としております。

財産処分に当たっての契約でございますが、参考資料に添付の財産無償譲渡仮契約書の内容で5月18日に契約をしております。

3ページの第20条に規定しております特約条項のとおり、関係市町村議会の議決及び茨城県知事の組合規約変更許可を得た後、本契約としての効力を有するとしております。

説明は以上でございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第31号及び議案第32号の2件については、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月15日に質疑、討論、採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（井原正光君） 日程第16、議案第33号 平成28年度利根町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。

飯塚企画財政課長。

〔企画財政課長飯塚良一君登壇〕

○企画財政課長（飯塚良一君） 議案第33号 平成28年度利根町一般会計補正予算（第2号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

歳入についてご説明申し上げます。

款14県支出金、目2民生費県補助金は164万8,000円を増額するものでございます。これは節3医療福祉費補助金で、茨城県医療福祉費支給制度、いわゆるマル福に係る受給資格の所得制限枠が拡大されたことに伴いまして、マル福受給資格者の増加による歳入を見込むものでございます。

款17繰入金、目1財政調整基金繰入金は1,161万1,000円を減額するものでございます。これは地方創生加速化交付金事業として平成27年度の予算で繰越明許費を設定し補正予算措置をいたしましたふれ愛タクシー事業、シティプロモーション事業、定住促進事業につきまして加速化交付金事業の採択を受けたことから、平成28年度当初予算に計上いたしましたこれらの事業費を減額することなどから、財源の調整のために基金に繰り戻すものでございます。

款19諸収入、目3雑入は5,000円を増額するものでございます。これは税務課臨時職員の雇用に伴い、雇用保険料個人負担金立てかえ分について増額するものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款2総務費、目6企画費と8ページの目7まちづくり推進事業費は関連がございますので、合わせてご説明いたします。

まず、目6企画費でございますが、1,453万7,000円の減額、また、目7まちづくり推進事業費は61万1,000円を減額するものでございます。これは、平成27年度の予算で繰越明許費を設定し補正予算措置をいたしました企画費のふれ愛タクシー運行事業、シティプロモ

ーション事業、また、まちづくり推進事業費にあります定住促進事業の3事業につきまして、歳入でご説明いたしました加速化交付金事業の採択を受けましたことから、平成28年度予算に重複して計上しておりました分につきまして減額するものでございます。

8ページの項2徴税费、目2賦課徴収費は146万7,000円を増額するものでございます。これは4月に職員1名が退職したことに伴い、障害者の法定雇用率確保に向け臨時職員を雇用するための賃金等を計上したものでございます。

9ページをお願いいたします。

款3民生費、目6医療福祉費は5万7,000円を増額するものでございます。これは医療福祉事業で、県の医療福祉支給制度、いわゆるマル福に係る受給資格の所得制限枠が拡大されたことに伴いまして、マル福非該当者が対象となる特例小児医療給付費からマル福該当者が適用となる小児医療給付費に予算を組み替えるものでございます。また、手数料につきましては、マル福該当者には審査手数料が発生するため計上するものでございます。

款8消防費、目5防災費は177万7,000円を増額するものでございます。これは防災施設費で、当初予算に計上しております水防センター建設工事に伴う建築工事監理業務委託料を計上するものでございます。

款9教育費、項1教育総務費、目4教育研究指導費は26万3,000円を増額するものでございます。これは適応指導教室設置事業で、適応指導教室指導員につきましては、当初予算では臨時職員としての雇用を予定しておりましたが、条例改正により非常勤特別職に位置づけられましたことから、賃金を報酬及び費用弁償に組み替えるものでございます。

10ページをお願いいたします。

項4社会教育費、目7柳田國男記念公苑費は62万1,000円を増額するものでございます。これは柳田國男記念公苑管理事業で、利用者である高齢者や体の不自由な方への配慮といたしまして、母屋の男性用と女性用の和式トイレを洋式トイレに改修するため工事費を計上するものでございます。

目9子ども教室推進事業費は5,000円を増額するものでございます。これは、放課後子ども教室で勤務する教育活動推進員の雇用保険料の支払い義務が発生したため計上するものでございます。当初予算のとおり生涯学習課所管の教育活動推進員だけの勤務時間では週20時間を超えませんが、これとは別に、指導室が所管する臨時講師の雇用に当たって、たまたま同一人を雇うことになってしまったということから、それぞれの勤務時間を合わせると週20時間を超えてしまうということから、雇用保険料の支払い義務が生じたということでございます。

款10公債費、目1元金は100万円を増額するものでございます。これは災害援護資金貸付事業債で、一部繰り上げて返済されましたので、繰上償還するため計上したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第33号については、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月15日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（井原正光君） 日程第17、議案第34号 工事請負契約の締結について及び日程第18、議案第35号 工事請負契約の締結についての2件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。それでは、日程第17、議案第34号及び日程第18、議案第35号の2件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

寺田学校教育課長。

〔学校教育課長寺田 寛君登壇〕

○学校教育課長（寺田 寛君） 議案第34号 工事請負契約の締結について、補足してご説明申し上げます。

布川小学校大規模改造工事（Ⅱ期工事）について、下記のとおり請負契約を締結するため、議決を求めるものでございます。

1、工事名、27繰小建工第1号布川小学校大規模改造工事（Ⅱ期工事）、2、工事場所、利根町大字布川4230番地、3、契約方法、一般競争入札、4、契約金額2億7,864万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,064万円、5、契約相手方、常磐・篠崎特定建設工事共同企業体、代表構成員、龍ヶ崎市2957番地、常磐建設株式会社、代表取締役佐藤 悟、構成員、龍ヶ崎市光順田1684番地、株式会社篠崎工務店、代表取締役社長篠崎尚史、なお、契約の詳細につきましては、参考資料としまして、建設工事請負契約書の写し、入札書取書の写し、工事の概要及び配置図を添付してございます。

工事の概要につきましてご説明いたします。

内装改修工事としまして、教室等の床張りかえ、塗装塗りかえ、天井材張りかえ、木製建具取りかえ工事など、また、トイレをきれいにリニューアルする改修工事を行います。照明器具を省エネルギー、長寿命のLEDに交換などを行う電気設備工事、衛生管理向上のためのドライシステム化に移行する給食室改修工事を行うものでございます。

以上のとおり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

次に、議案第35号 工事請負契約の締結について、補足してご説明申し上げます。

利根中学校大規模改造工事（Ⅱ期工事）について、下記のとおり請負契約を締結するため、議決を求めるものでございます。

1、工事名、27線中建工第1号利根中学校大規模改造工事（Ⅱ期工事）、2、工事場所、利根町大字横須賀1277番地、3、契約方法、一般競争入札、4、契約金額3億2,724万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,424万円、5、契約相手方、大昭・増川特定建設工事共同企業体、代表構成員、龍ヶ崎市1686番地、大昭建設株式会社、代表取締役細谷武史、構成員、龍ヶ崎市川原代町5847番地の7、増川建設株式会社、代表取締役増川 剛、なお、契約の詳細につきましては、参考資料としまして、建設工事請負契約書の写し、入札書取書の写し、工事の概要及び配置図を添付してございます。

工事の概要につきましてご説明いたします。

まず、昨年度実施していなかった後ろの校舎の特別教室棟の屋根、外壁工事の外部工事を行います。屋根改修工事としまして勾配屋根改修、陸屋根防水改修、外壁改修工事としまして外壁吹き付け改修を行います。

内装改修工事としまして、教室等の床張りかえ、塗るかえ、壁改修、天井改修など、また、トイレをきれいにリニューアルする改修工事を行います。照明器具を省エネルギー、長寿命のLEDに交換などを行う電気設備工事、衛生管理向上のためのドライシステムに移行する給食室改修工事を行うものでございます。

以上のとおり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第34号及び議案第35号の2件については、議案第調査のため、本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月15日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（井原正光君） 日程第19、議案第36号 財産の取得について及び日程第20、議案第37号 財産の取得についての2件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第19、議案第36号及び日程第20、議案第37号の2件を一括議題とします。補足説明を求めます。

寺田学校教育課長。

〔学校教育課長寺田 寛君登壇〕

○学校教育課長（寺田 寛君） 議案第36号 財産の取得について、補足してご説明申し上げます。

布川小学校大規模改造工事に伴う給食備品購入のため、下記のとおり財産を取得するものでございます。

1、取得する財産、別紙明細書のとおりとなっており、次のページに、品名、規格・型式、外形寸法、数量を記載しております。

2、取得金額1,636万2,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額121万2,000円、

3、契約相手方、茨城県水戸市東野町502番地の1、サイワイ商事株式会社、代表取締役林孝和、なお、契約の詳細につきましては、参考資料としまして、物品購入契約書の写し、入札書取書の写しを添付してございます。

議案第36号の2ページをお開きください。

こちらに平成28年度布川小学校大規模改造工事に伴う給食備品購入明細を記載してあります。球根皮むき機を初めとして24品目、合計30台の給食備品を購入するものでございます。

以上のとおり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

次に、議案第37号 財産の取得について補足してご説明申し上げます。

利根中学校大規模改造工事に伴う給食備品購入のため、下記のとおり財産を取得するものでございます。

1、取得する財産、別紙明細書のとおりとなっており、次のページに、品名、規格・型式、寸法・容量等、数量を記載しております。

2、取得金額1,101万6,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額81万6,000円、

3、契約相手方、茨城県水戸市双葉台四丁目569番の3、三英物産株式会社、代表取締役石塚 章、なお、契約の詳細につきましては、参考資料としまして、物品購入契約書の写し、入札書取書の写しを添付してございます。

取得する財産の概要につきましてご説明いたします。

議案第37号の2ページをお開きください。

こちらに平成28年度利根中学校大規模改造工事に伴う給食備品購入明細を記載してあります。スーパーエレクターシェルフを初めとして、20品目、合計29台の給食備品を購入するものでございます。

以上のとおり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第36号及び議案第37号の2件については、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月15日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（井原正光君） 日程第21、休会の件を議題といたします。

お諮りします。

あす6月8日は、議案調査のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、あす6月8日は議案調査のため休会とすることに決定いたしました。

○議長（井原正光君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回は、6月9日午後1時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後零時08分散会